2020年大分市議会第2回定例会・一般質問(最終稿)

2020年6月11日現在日本共産党 福間健治

1、新型コロナウイルス感染症に係る危機への対応

(1)今後の市政運営の基本姿勢について

新型コロナウイルスのパンデミック(世界的感染大流行)に対する懸命の対応が、地球規模で続けられています。感染は、世界全体に広がり、感染者・死亡者も増え、なお世界では勢いは衰えていません。

各国で医療崩壊がうまれ、感染対策のための経済・社会活動の大幅な縮小によって、命と暮らし、経営が深刻な事態となっています。

新型コロナウイルスの世界的感染拡大は、世界でも日本でも政治と社会のあり方が根本から問い直されています。

1つは、すべてを市場原理にまかせて、資本の利潤を最大化していこう、あらゆるものを民営化していこうという、新自由主義の流れが、今度のパンデミックによって破綻がはっきりしたのではないでしょうか。

日本では、「構造改革」の掛け声で、医療費削減政策が続けられ、急性期の ベッドを減らす、公立・公的病院を統廃合する、どんどん保健所を減らす。

こういうやり方が、日常的に医療の逼迫(ひっぱく)状況をつくり、コロナ 危機に対してたいへんに脆弱(ぜいじゃく)な状態をつくりだしていることで も明らかです。

雇用でも、「使い捨て労働」の拡大が、いまコロナ危機のもとで、派遣やパートで働く人々の雇い止めという形で噴き出しています。

新自由主義による社会保障・福祉の切り捨て・労働法制の規制緩和路線を転換して、社会保障・福祉に手厚い国をつくることや人間らしい労働のルールをつくりあげていくことが強く求められています。

経済全体のあり方も、これまでのような、一方で内需・家計に犠牲を負わせながら、人々のケア(医療・介護など)に必要な物資、食料、エネルギーをも海外に頼ってきた経済のあり方を、内需・家計を経済政策の軸にすえ、人間の命にとって必要不可欠なものは自分の国でつくる——そういう経済への転換が求められているのではないでしょうか。

二つ目に、資本主義という体制のもとでの、格差拡大と環境破壊が、今度の パンデミックで顕在化し、激化しているというのが現状ではないでしょうか。

アメリカの状況をみても、黒人やヒスパニックの方々のなかで死者が多くなっています。日本でも、経済的・社会的に弱い立場に置かれている人々に大きな犠牲が強いられています。

もう一つは、地球規模での環境破壊がパンデミックに深くかかわっています。 多くの専門家が共通して指摘しているのが、人間による無秩序な生態系への侵入、環境破壊、これらによって動物と人間の距離が縮まって、それまで動物が もっていたウイルスが人間にうつってくる。そういうことによって新しい感染 症が出現しています。

パンデミックは、格差拡大という点でも、自然環境の破壊という点でも、「こういう体制を続けていいのか」という問題を私たちに突き付けているのではないでしょうか

3つ目に、国際社会の秩序が試されているということです。このような深刻なパンデミックに遭遇しても、国際社会がこれに協調して立ち向かえているとはいえないという問題があります。多くの国ぐにと民衆の連帯で危機の克服をすることがもとめられているのではないでしょうか。

さて国内では、緊急事態宣言は、解除されましたが、新型コロナウイルスの第2波、第3波を警戒しながら、感染拡大を抑止するための、医療と検査体制を抜本的に強化して、安心して経済・社会活動の再開に取り組めるようにすることと「自粛と一体の補償」の立場で、大打撃をうけている、市民の暮らしと営業を支えることを一体にすすめることが強く求められています。

●そこで質問します。新型コロナウイルス感染症危機のなかで、今後の市政運営の基本姿勢について、考えを伺います。

●検査体制の強化について

これまでの検査は、発熱の強い症状のある人だけを対象にしてきましたが、これまでのやり方と発想を根本から転換し、受動的検査から積極的検査への戦略的転換が必要です。①感染が疑われる人—ごく軽症を含む有症者とすべての濃厚接触者を速やかに検査すること。②感染の広がりを把握する抗体検査を広くおこなうこと。医療機関や介護・福祉施設で集団感染が各地で発生しています。●そこで質問します。医療・介護・福祉の現場の安心と安全を確保するためにも従事者と入院患者・入所者のPCR検査を積極的に実施できる体制を整えることが大切と考えますが、見解を求めます。

●事業継続への支援について

事業者の支援については、国の持続化給付金も含め、申請から支給までのスピード感をもった対応が求められています。市独自の家賃補助支援については、前年売上50%減収が対象となっていますが、私たちの独自の聞き取り調査でも、40・30%の減収の事業者も事業継続ができるかどうかの瀬戸際にたた

されています。前年度より40%・30%減収の事業者も家賃補助の対象を広げるとともに、支給延長も検討すべきと考えますが、見解を求めます。

2、学校再開にあたっての提案

(1)教員の増員など教育条件の整備について質問します。

緊急事態宣言が解除され、6月1日から全国の学校が3カ月ぶりに再開しました。 学年の締めくくりと新たな学年のスタートの時期の3カ月もの休校は、子どもにはかり しれない影響をあたえています。

1つは、長期に授業がなかったことは、子どもの学習に相当の遅れと格差をもたらしています。

2つは、子どもたちは、かつてないような不安やストレスをためこんでいます。国立 成育医療研究センターの「コロナ×こどもアンケート」では、76%の子どもが「困りごと」 として「お友だちに会えない」ことをあげ、「学校に行けない」(64%)、と続いています。 各種のアンケート調査には「イライラする」「夜眠れなくなった」「死にたい」などの子ど もの痛切な声が記されています。

3、子どもの集う学校で万全の感染症対策を行う重要性は言うまでもありません。その学校で、感染防止の三つの基本((1)身体的距離の確保(2)マスクの着用(3)手洗い)の一つである「身体的距離の確保」ができないという重大な問題に直面しています。

4、学校は感染症対策として、毎日の消毒、清掃、健康チェックなど今までにない多くの業務が生じています。もともと異常な長時間労働で働いている教員にそれらの負担を課せば、教育活動への注力ができなくなります。

学校再開にあたっては、教員の増員など教育条件の抜本的整備、学習指導要領の弾力的運用が求められています。

- ●そこで質問します。学校再開にあたっては、子どもへの手厚く柔軟な教育のためにも、感染症対策のためにも、学校の教職員やスタッフを思い切って増やし、20人程度の授業などができるようにすべきと考えますが、教育委員会の見解を求めます。
- (2)子どもの実態に応じた柔軟な教育のために、学習指導要領の弾力的な運用について質問します。

この間の政府の通知の中に、「児童生徒の負担が過重とならないように配慮する」「学習指導要領において指導する学年が規定されている内容を含め、次学年又は次々学年に移して教育課程を編成する」「学習活動の重点化」など、学習指導要領の弾力化につながる要素があることは一定評価できます。しかし、国の通知には夏休み削減や土曜授業を求めるなどの問題点もあります。

●そこで質問します。学習の遅れと格差、大きな不安とストレスという子どもの実態から出発した、学校現場の創意工夫と自主性を保障する学習指導要領の弾力的な運用が求められていると考えますが、教育委員会の見解を求めます。

3、環境行政

今年3月、大分市一般廃棄物処理基本計画が公表されました。新しい計画は、2027年度に新たなごみ処理施設が稼働する予定であることから、計画期間を2020年度から2029年度の10年間として、ごみ処理について、「みんなの工夫と実践で、環境負荷を低減し、循環型社会実現をめざす」を基本理念掲げ、ごみ排出量(削減率)、再資源化(リサイクル率)、最終処分量(最終処分率)に係る新たな数値目標の設定とともに、生活排水処理、身近な生活環境保全、公衆衛生の向上を図るとしています。

新環境センターの問題については、コロナ禍のなかで一極集中の大型施設でいいのかなど、不安・懸念の声が寄せられていますので、今後大いに議論していきたいと考えています。今回は、家庭ごみ有料化、ごみ出し支援の2点について、質問します。

(1)ゴミ有料化について

家庭ごみ有料化については、3年ごとに家庭ごみの発生状況を勘案し、必要な措置を講ずることとしており、この検証の基礎資料として活用するために、5月18日から6月1日まで、家庭ごみ有料化制度にたいする意見募集が行われました。

家庭ごみの排出量は、有料化によって一時的には減少とはなってはいますが、 長期計画に基づく減量効果は達成できていません。そどころか年々ゴミ排出量 は増加しています。

家庭ごみ有料化政策では、ゴミ減量にはつながらないことを示しています。 ゴミ減量・リサイクルは行政と市民の協働により、協議を積み重ねながらひと つひとつ対策を講じていくことがなによりも肝要ではないでしょうか。

- ●そこで質問します。家庭ごみ有料化は、中止も視野に入れて検討すべきと 考えます。見解を求めます。
- ●当面は、ごみ有料化の手数料収入の一部を目的外の廃棄物施設整備基金に 積み立てているのは問題だと考えます。有料ゴミ袋の値下げに充当するべき考 えます。見解を求めます。

(2)ゴミ出し困難者への支援について

大分市一般廃棄物処理基本計画、第3章の(4)収集運搬体制の確保のなかで、 生活介助を要する市民への収集支援について、生活介助を要する高齢者や障が い者等にとって、ごみの分別の細分化に対応できない事態やごみステーション 等指定場所に排出できない事態が、今後多く生じることが予想されことから、 このような市民への収集支援について、検討する必要があると書かれています。

さて総務省は、市区町村がおこなうごみ出し支援事業を特別交付税の対象に加えています。環境省の調査によれば、2019年3月時点でゴミ出し支援実施自治体は、387市区町村で、ごみ回収事業の一環での実施、社会福祉協議会などへの委託事業として進められています。

●そこで質問します。国の財源も活用し、ごみ回収事業の一環として実施することやシルバー人材センターなどへの委託も視野にいれ、検討すべきと考えます。見解を求めます。

4、消防行政について

(1)消防通信指令業務の共同運用について、質問します。

大分県と県内18市町村は、3月30日、県内の119番通報を一手に受ける「共同指令センター」整備を進めることで合意し、2024年度からの運用開始を目指すとしています。消防庁によると都道府県単位の一元化は、全国初となっています。この効果としては、システムの共通化によるコスト軽減、豪雨・地震など広域災害が相次ぐ中、災害情報を一括管理して迅速な対応につなげるとしています。

今回の補正予算には、消防司令業務共同運用事業に係わる消防司令システム 設計業務委託料等などが計上されています。

しかし、県内市町村は、人口減少・過疎化、高齢化が進行しています。こうしたさなか、地域住民の命と安全を守るべき機能が広域化されれば、住民サービスの低下が懸念されます。地元住民にしかわからない通称地域名もあり、スムーズに災害・救急現場に、出動指令が行き届くのか不安を感じています。財政効率優先の計画では納得いきません。

●そこで質問します。地域住民に密着した現行体制での整備強化こそすすめるべきと考えています。計画の再検討をおこなうべきです。消防局長の見解を求めます。

5、環境保全対策について

(1)相続人不明土地の対策について

自宅裏手斜面の樹木が生い茂り、台風時に強風により、太い枝が屋根瓦を 貫通して、被害をうけたとの相談をうけ、土地の地権者は特定できたものの、 当事者はすでに死亡しており、相続人手続きがなされておらず、被害補償を求めることもできません。被害樹木の伐採等の要請もできません。相続人がいても、個人情報保護の観点から、役所からは明らかにされません。急傾斜地等で樹木の生い茂る地域に隣接する住宅の方々は、折れた枝、枯葉の処理にも日々苦慮しているのが実態です。

- ●そこで質問します。近年こうした問い合わせ・苦情はどの程度寄せられているのでしょうか。答弁を求めます。
- ●このお宅では、最近でも屋根瓦や雨樋に被害をうけていますし、20メートル以上ある樹木が折れて落下し、家屋や車を破損しています。

5月26日、要望のだされたお宅に、市職員と現地調査をおこない、対策 方を要望しました。その後どのような対処がされているのか。見解を求めま す。

●この場所は、急傾斜地危険区域となっており、保全人家が5戸以下のため県の補助対象にはなりませんが、大分市の補助事業の対象になります。しかし地権者が特定できなければ、この働きかけもできません。

相続人不明土地の地権者を特定する取り組みが急がれます。見解を求めます。